

## ギャンブル等への のめり込みによる借金の場合、 安易な肩代わりはやめましょう。

- ギャンブル等依存症は精神疾患の1つです。ギャンブル等をしたことのある人であれば、意思の強弱に関係なく、誰でもなり得るもので、自分の意思ではやめられない状態になってしまいます。
- ご家族が借金の肩代わりをする、病気を理解しないまま借金の返済を進めると適切な治療・診断に結びつかず、逆に新たな借金を作ってしまったたり、病気の回復を妨げてしまうことがあります。
- ギャンブル等依存症については、医療・相談機関（お住まいの地域の保健所・精神保健福祉センター等）に、借金返済については、お住まいの都道府県・市区町村や最寄りの財務局に相談しましょう。
- 本人が回復の必要性を自覚するまでには時間がかかることから、ご家族だけでも相談できますので、周囲の方が専門の機関に相談して、「適切なサポート」の仕方を知ることからはじめましょう。

### 問い合わせ先

依存症の相談機関や基礎知識などは  
依存症対策全国センター（NCASA）の  
ホームページをご覧ください。



依存症対策全国センター

検索

<https://www.ncasa-japan.jp/>

GA（ギャンブラーズ・アノニマス）【当事者】  
046-240-7279

（公社）ギャンブル依存症問題を考える会  
03-3555-1725

ギャマノン【家族・友人】  
03-6659-4879

（NPO）全国ギャンブル依存症家族の会  
090-1404-3327

## 貸付自粛制度について

浪費やギャンブル等依存症による借金により、ご本人やそのご家族の生活に支障を生じさせるおそれがある場合、日本貸金業協会または全国銀行協会（全国銀行個人信用情報センター）に登録することで、貸金業者などからの新たな借入を自粛する制度です。

※申告できるのは原則ご本人のみです。

日本貸金業協会または全国銀行個人信用情報センターのどちらかへ申告することで、3つの信用情報機関（㈱日本信用情報機構（JICC）、㈱シー・アイ・シー（CIC）及び全国銀行個人信用情報センター）に、貸付自粛情報が登録されます。



### 問い合わせ先

日本貸金業協会  
貸金業相談・紛争解決センター

ナビダイヤル 0570-051-051

日本貸金業協会

検索

<https://www.j-fsa.or.jp/personal/trouble/way/>



全国銀行個人信用情報センター

フリーダイヤル 0120-540-558

TEL（携帯電話から） 03-3214-5020

全国銀行協会

検索

<https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/selfcontrol/>



相談してみませんか？

# 家計のお悩み

肩代わり・借金・ローン・  
ギャンブル依存・債務・ヤミ金融など



借入れ・ローンの返済などにお困りの方は  
こちらのリーフレットをご覧ください。

多重債務問題で困っても、  
ヤミ金融には絶対に  
手をださないで。



正規の貸金業者とは、  
国(財務局)・都道府県で  
貸金業登録を受けています。

※SNSなどを通じた個人間でのお金の貸し借りや、給与ファクタリング、後払い(ツケ払い)現金化においては、ヤミ金融業者による違法な貸付けや、個人情報の悪用などの犯罪被害やトラブルに巻き込まれる危険性があります。

ヤミ金融の手口は巧妙で手が込んでいます。  
実際の被害や手口、ヤミ金融業者の情報を  
確認し、被害にあわないようにしましょう。

日本貸金業協会

検索

[https://www.j-fsa.or.jp/topics/association/dark\\_finance.php](https://www.j-fsa.or.jp/topics/association/dark_finance.php)



ヤミ金融から連絡があっても、  
毅然とした態度で、  
無視しましょう。

※連絡を取ることが  
あなたの情報を  
与えることになります。



もし被害にあってしまったら  
一人で悩まず、まず相談。

悪質業者の被害にあった時は、  
「日本貸金業協会」、  
「都道府県庁の相談窓口」、  
「消費生活センター」、「警察」などに  
すぐに連絡してください。



金融庁のホームページでも  
多重債務問題について掲載しています。

<https://www.fsa.go.jp/policy/kashikin/>



金融庁 多重債務

検索

### 一般消費者向け相談窓口

四国財務局 多重債務者相談窓口	087-811-7801
愛媛県消費生活センター	089-925-3700
消費者ホットライン ※お近くの市町・関係機関等の相談窓口の 連絡先を案内します。	188
(公財)日本クレジットカウンセリング協会	0570-031640
法テラス・サポートダイヤル	0570-078374
法テラス愛媛	050-3383-5580
愛媛弁護士会法律相談センター [多重債務無料法律相談] [無料・予約制]	089-941-6279
愛媛県司法書士会	089-941-8065

### 事業者向け相談窓口

四国財務局 多重債務者相談窓口	087-811-7801
愛媛県 経済労働部 産業支援局 経営支援課	089-912-2481
法テラス・サポートダイヤル	0570-078374
日本弁護士連合会ひまわり中小企業センター ひまわりほっとダイヤル ※電話で受付、面談による相談。 ※地域により無料相談実施状況が異なりますので、 お電話の際にご確認下さい。	0570-001-240
愛媛県司法書士会	089-941-8065

### 多重債務者相談窓口

松山市	市民生活課(消費生活センター)	089-948-6211 089-948-6382
今治市	市民参画課(消費生活センター)	0898-36-1655
宇和島市	市民課(消費生活センター)	0895-20-1075
八幡浜市	商工観光課(消費生活センター)	0894-24-0188
新居浜市	男女参画・市民相談課 (消費生活センター)	0897-65-1206
西条市	くらし支援課(消費生活センター)	0897-52-1495
大洲市	商工産業課(消費生活相談窓口)	0893-24-1790
伊予市	商工観光課(消費者相談窓口)	089-982-1289
四国中央市	市民くらしの相談室 (消費生活相談窓口)	0896-28-6143
西予市	経済振興課(消費生活センター)	0894-62-1285
東温市	総務課(消費生活相談窓口)	089-964-4400
上島町	魚島総合支所産業建設課	0897-78-0011
	せとうち交流館	0897-77-2252
久万高原町	住民課(消費生活相談窓口)	0892-21-1111
松前町	産業課(消費生活相談窓口)	089-985-4120
砥部町	商工観光課(消費生活相談窓口)	089-962-2367
内子町	住民課(消費生活相談窓口)	0893-44-5026
伊方町	町民課環境政策係(消費生活相談窓口)	0894-38-2653
松野町	ふるさと創生課(消費生活相談窓口)	0895-42-1116
鬼北町	企画振興課(消費生活相談窓口)	0895-45-1111
愛南町	商工観光課(消費生活相談窓口)	0895-72-1405

#### ■ 法テラスについて

法テラスは、国が設立した公的な法人です。全国の法テラス事務所では、収入や資産が一定額以下であるなどの条件を満たした個人の方を対象に無料法律相談を実施しています。

#### ■ 司法書士について

司法書士は、破産申立書等の書類を作成し、この事務について相談に応じることができます。  
認定司法書士は、個別の債権ごとの価額が140万円以下であれば、代理人として任意整理等の交渉をすることができます。